

公共施設への太陽光発電設備等導入調査業務仕様書

1 業務名

公共施設への太陽光発電設備等導入調査業務

2 業務期間

契約締結日～令和5年12月28日（木）まで

3 業務対象区域

鶴ヶ島市全域

4 業務の目的

鶴ヶ島市では、2050年までの温室効果ガス排出量ゼロ、2030年度までに、2013年度比で温室効果ガス排出量の50%削減を目標としています。

目標達成のための取組として、太陽光発電設備の導入を進めています。政府実行計画の目標である「2030年度には設置可能な建築物の約5割以上に太陽光発電設備を設置」という目標達成に向けた導入計画作成のため、市内公共施設の太陽光発電設備導入のポテンシャル調査（設置方法、発電量のシミュレーション、二酸化炭素の削減効果等）を実施するものです。

5 委託業務の内容

(1) 調査対象施設

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の令和4年度第2次補正予算における変更点に記載された「設置可能な建築物」に該当する市内公共施設を対象とする。

(2) 考慮すべき地域特性、環境特性等（建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を含む）の調査・検討

- ①太陽光発電設備の設置位置及び現況確認
- ②周辺環境の確認

(3) 導入可能な太陽光発電設備の規模や設置方法、建物への負荷等の調査・検討

下記の点に留意し、導入可能な太陽光発電設備の規模（積載荷重等）や設置方法、配置バランス、建物への負荷、関係法令への適合性等を調査・検討すること。

- ①太陽光発電設備を導入するにあたり、関係法令に適合させることや既存建物の構造へ影響がないようにするため、専門的な知識や知見を持つ有資格者等（一級

建築士又は、監督員が専門的な知識や知見を有する者として承諾した者)により、必要な諸条件等を調査・検討すること。

- ②既存資料(施設の竣工図等)により、屋上の荷重条件等が明確に読み取れる場合、この条件が、屋上の積載荷重 400 N/m^2 を下回る際は、既存資料に基づく積載荷重を上限とし、 400 N/m^2 を上回る際は、 400 N/m^2 を上限として、調査・検討すること。

※構造計算書は、市庁舎のみ存在している。

- ③既存資料(施設の竣工図等)からは、屋上の荷重条件等が明確に読み取れない場合、積載荷重の上限を 400 N/m^2 (屋上-地震力用計算用-通常人が使用しない場合、「建築構造設計基準の資料(国土交通省、令和3年改定)」準用)とし、調査・検討すること。
- ④旧耐震基準の施設は、耐震診断や耐震補強時に設定した屋上の積載荷重や偏心などのバランスの条件等を含めて、調査・検討すること。
- ⑤既に屋上に設置されている機械設備等の重量物の荷重や設置位置、屋根の老朽化状況などを含めて、調査・検討すること。
- ⑥太陽光発電設備の基礎部分にかかる荷重が、屋上や屋根部分に集中荷重として影響を与えないよう設置方法について、調査・検討すること。

(4) 電力消費量、想定発電量等の調査・検討

- ①電力消費量
- ②電力使用状況(時間帯ごと使用量等)
- ③想定発電量(発電シミュレーション、設備利用率の設定、日射量等)

(5) 再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や導入手法、設置コストの調査・検討

- ①事業スキームの検討(国等の補助金の活用、PPA事業等)
- ②設置工事費のイニシャルコスト、維持費のランニングコスト、廃棄費用の算出
- ③二酸化炭素排出量の削減見込み
- ④経費削減効果及び事業採算性の検証
- ⑤対象外施設及び施設以外への展開案

今後、PPA等で導入するに当たり対象24施設以外に載せられるまたは採算がとれるような施設や敷地があれば、展開案を提案してください。

(6) 調査報告書の作成

現地調査等の結果を踏まえ、太陽光発電設備導入に係る事業採算性等を評価、検討し、調査報告書を作成する。

6 成果品

成果物の表紙には以下について明記すること。

「(一社) 地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和4年度(第2次補正予算) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)により作成された」ものであること。

(1) 事業の目的、遂行状況、検討結果等を取りまとめた成果報告書

(2) 成果報告書原稿データ

※電子データ・PDFデータのほかに Word、Excel 等加工できる電子データも納品すること

(3) 打合せ記録一式

7 成果品の帰属

本業務における成果品は全て発注者に帰属し、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

8 成果の補修、修正

業務完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により補足、修正を行うこととし、その費用は受注者の負担によるものとする。

9 その他

(1) 本業務は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」を活用して実施する。当該補助金の交付要綱・補助事業の手引き等により、補助金の目的や性格を十分理解して業務を行うこと。

(2) 市では、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の重点対策加速化事業または脱炭素先行地域づくり事業への応募を目指している。本業務における成果品は当該補助金への応募申請に資するものとする。

(3) 受注者は、本業務で知りえた事項及び情報等を履行期間終了後も含めて他に漏らしてはならない。

(4) 受注者は、業務を円滑に実施するため、協議、打合せを綿密に行い、調整を図り、業務を履行するものとする。

(5) 受注者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託する場合で、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(6) 業務内容の変更について

本業務に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、発注者と協議の上、本業務内容を変更することができる。

また本仕様書に記載されていない業務で、必要と認められる業務については事前に申し出て発注者との間で協議することとする。

(7) 貸与資料及び情報セキュリティポリシーの遵守について

本業務を遂行するため市が保有する資料が必要な場合には、受注者に借用書と引き換えに貸与するものとする。

受注者は、本業務において市の情報資産の安全性を確保するものとし、本業務において扱う情報の漏洩や紛失、改ざん防止のため、関連法令や規定を遵守するほか、適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保するものとする。

(8) 著作権について

業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる作成物について、鶴ヶ島市が著作権を持つものとし、市が自由に加工、複製、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。

(9) 本仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者が協議して定めた上、受注者は発注者の指示に従うこと。